

重要事項説明書

【 訪問看護事業者(法人)の概要 】

名称・法人種別	株式会社 アップヒンド
代表者名	杉 浦 正 直
所在地・連絡先	(住所) 愛知県大府市桃山町一丁目285番地の7 (電話) 0562-44-7151 (FAX) 0562-44-7151

【 事業所の概要 】

1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	アップヒンド訪問看護ステーション
所在地・連絡先	(住所) 愛知県大府市月見町五丁目221番地 2階 (電話) 0562-38-6562 (FAX) 0562-38-6563
事業所番号	2 3 6 4 2 9 0 0 7 8
管理者の氏名	鈴木 博志

2) 事業所の職員体制

職 種	資 格	常勤換算人数	備 考
管理者(看護師)	看護師	常勤1人	看護職員と兼務
看護職員	看護師	2.5人以上	うち1人管理者と兼務
リハビリ職員	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1人以上	
事務職員		1人以上	

3) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
管理者	正規の勤務時間帯 (8:15~17:00) 常勤での勤務 (8:15~17:00)	土・日・祝日
看護師	正規の勤務時間帯 (8:15~17:00) 非常勤での勤務 (8:15~17:00)	土・日・祝日
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	正規の勤務時間帯 (8:15~17:00) 非常勤での勤務 (8:15~17:00)	土・日・祝日

4) 事業の実施地域

大府市・東海市・知多市・東浦町・常滑市・豊明市・刈谷市・名古屋市緑区・阿久比町区域
※上記地域以外でも ご希望の方はご相談ください

5) 営業(診療)日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:15～17:00
営業しない日	土・日・祝・12月30日～1月3日

【 サービスの内容 】

自宅で療養をされる方が安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当訪問看護ステーション(当事業所)の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置などを行います。また、理学療法士等のリハビリテーションについては、看護師の代理としての訪問であることを踏まえ、看護師が定期的な評価(アセスメント)を行い、連携して在宅療養の援助を行います。

【 費用 】

1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として法定料金に地域加算分を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載の割合分が利用者様の負担額となります。

医療保険適応の利用者様について、特定医療費受給者証等をお持ちの方は、確認させていただければ、自己負担の公費助成が受けられます。

<看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上 1時間未満	823単位	794単位
1時間以上 1時間30分未満	1128単位	1090単位

<リハビリテーションスタッフが訪問看護を行った場合>

所要時間	訪問看護	介護予防訪問看護
20分	294単位	284単位
40分	588単位	568単位
60分	795単位	—

※当事業所における前年度のリハビリテーションスタッフによる訪問回数が、看護職員による訪問回数を超過している場合、40分は16単位減算、60分は24単位減算

※リハビリテーションスタッフが利用開始日の月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、40分は30単位減算

<サービス提供体制強化加算>

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	看護師による訪問	1回につき	3単位
	ハビリストッフによる訪問	20分の場合	3単位
	ハビリストッフによる訪問	40分の場合	6単位
	ハビリストッフによる訪問	60分の場合	9単位

<その他の加算金額>

緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	1月に 574単位	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき 500単位	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合。
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき2 50単位	※①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅特続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ※②人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ※③真皮を越える褥瘡の状態 ※④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 上記の状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合。
複数名訪問加算	254単位 402単位	同時に2人の看護師等が30分未満の訪問看護を行った場合。 同時に2人の看護師等が30分以上の訪問看護を行った場合。
長時間訪問看護加算	1回につき 300単位	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合
初回加算(Ⅰ)	初回に 350単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合。
初回加算(Ⅱ)	初回に 300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌日以降に訪問看護を行った場合。
退院時共同指導加算	初回に 600単位	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の利用者に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合。
ターミナルケア加算	死亡月に 2500単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合。

※早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合 100分の25を加算・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合100分の50を加算します。なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。

・介護保険での給付を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者様の自己負担となります。

【費用】

1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として法定料金に地域加算分を乗じた金額の介護保険負担割合証に記載の割合分が利用者様の負担額となります。

医療保険適応の利用者様について、特定医療費受給者証をお持ちの方は、確認させていただければ、自己負担の公費助成が受けられます。

<保健師・看護師が訪問看護を行った場合>

所要時間	訪問看護	介護予防訪問看護
20分未満	314単位	303単位
30分未満	471単位	451単位
30分以上 1時間未満	823単位	794単位
1時間以上 1時間30分未満	1128単位	1090単位

<リハビリテーションスタッフが訪問看護を行った場合>

所要時間	訪問看護	介護予防訪問看護
20分	294単位	284単位
40分	588単位	568単位
60分	795単位	—

※当事業所における前年度のリハビリテーションスタッフによる訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合、40分は16単位減算、60分は24単位減算

※リハビリテーションスタッフが利用開始日の月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合、40分は30単位減算

<サービス提供体制強化加算>

サービス提供体制 強化加算(Ⅱ)	看護師による訪問	1回につき	3単位
	リハビリスタッフによる訪問	20分の場合	3単位
	リハビリスタッフによる訪問	40分の場合	6単位
	リハビリスタッフによる訪問	60分の場合	9単位

<その他の加算金額>

緊急時訪問看護 加算(Ⅱ)	1月に 574単位	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合。
特別管理加算(Ⅰ)	1月につき 500単位	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある利用者に対して、計画的な管理を行った場合。
特別管理加算(Ⅱ)	1月につき 250単位	※①在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 ※②人工肛門、人工膀胱を設置している状態 ※③真皮を越える褥瘡の状態 ※④点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態 上記の状態にある利用者様に対して計画的な管理を行った場合。
複数名訪問加算	254単位	同時に2人の看護師等が30分未満の訪問看護を行った場合。
	402単位	同時に2人の看護師等が30分以上の訪問看護を行った場合。
長時間訪問看護加算	1回につき 300単位	特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間以上1時間30分未満の訪問看護を行った後に引き続き訪問看護を行う場合
初回加算(Ⅰ)	初回に 350単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した日に訪問看護を行った場合。
初回加算(Ⅱ)	初回に 300単位	新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して、病院、診療所等から退院した翌日以降に訪問看護を行った場合。
退院時共同指導加算	初回に 600単位	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中もしくは入所中の利用者に対して、主治医と連携して在宅生活における必要な指導を行い、文書により提供した場合。
ターミナルケア加算	死亡月に 2500単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを要介護者に対して行った場合。

※早朝(午前6時～午前8時)、夜間(午後6時～午後10時)の場合100分の25を加算・深夜(午後10時から午前6時まで)の場合100分の50を加算します。なお、緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者への計画外緊急時訪問の場合、1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定します。

・介護保険での給付を超えたサービスの利用料金は、全額が利用者様の自己負担となります。

2) 医療保険給付対象サービス

医療保険の適用がある場合には、料金表の利用料金に対し、それぞれの保険証の自己負担割合に応じた金額が、利用者様の負担金額となります。

特定医療費受給者証・後期高齢者福祉医療費受給者証・障害者医療費受給者証・精神障害者医療費受給者証等をお持ちの方は、確認させていただければ自己負担金が助成されます。

<看護師・保健師が訪問看護を行った場合>

基本療養費(Ⅰ) (※1)	1週3回以内	1週で4回目以降
	5550円	6550円
基本療養費(Ⅱ)(1) (※2)	1週3回以内	1週で4回目以降
	5550円	6550円
基本療養費(Ⅱ)(2) (※3)	1週3回以内	1週で4回目以降
	2780円	3280円
基本療養費(Ⅲ) (※4)	1回につき	
	8500円	

<リハビリスタッフが行った訪問看護の場合>

基本療養費(Ⅰ) (※1)	1回
	5550円
基本療養費(Ⅱ)(1) (※2)	1回
	5550円
基本療養費(Ⅱ)(2) (※3)	1回
	2780円
基本療養費(Ⅲ) (※4)	1回につき
	8500円

<基本療養費Ⅰ・Ⅱ共通事項>

管理療養費	1 二 月初め	2 イ 2回目以降
	7670円	3000円

- ※1 基本療養費(Ⅱ)又は基本療養費(Ⅲ)の算定要件にあてはまらない場合
- ※2 同一建物居住者に対して、同一日に2人に行ったサービスについて算定
- ※3 同一建物居住者に対して、同一日に3人以上に行ったサービスについて算定
- ※4 入院中に外泊する者に対するサービスについて入院中に1回算定

(精神科訪問看護)

<看護師・保健師・作業療法士が行った訪問看護の場合>

精神科基本療養費(Ⅰ)(※1)	1週3回以内		1週で4回目以降	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
	4250円	5550円	5100円	6550円
精神科基本療養費(Ⅲ)(1)(※2)	1週3回以内		1週で4回目以降	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
	4250円	5550円	5100円	6550円
精神科基本療養費(Ⅲ)(2)(※3)	1週3回以内		1週で4回目以降	
	30分未満	30分以上	30分未満	30分以上
	2130円	2780円	2550円	3280円
精神科基本療養費(Ⅳ) (※4)	1回につき			
	8500円			

<基本療養費Ⅰ・Ⅲ共通事項>

管理療養費	1 二 月初め	2 イ 2回目以降
	7670円	3000円

- ※1 同一建物以外に居住する利用者に対して行ったサービスについて算定
- ※2 同一建物居住者に対して、同一日に2人に行ったサービスについて算定
- ※3 同一建物居住者に対して、同一日に3人以上に行ったサービスについて算定
- ※4 入院中に外泊する者に対するサービスについて入院中に1回算定

< 加算 >

24時間対応体制加算イ	月に6800円	常時対応可能で、必要に応じて緊急時訪問看護を行う体制にあって、利用者の同意を得た場合に加算します。
緊急訪問看護加算	イ 月14日目まで 2650円 ロ 月15日目以降 2000円	利用者又はその家族等の求めに応じて、緊急の訪問看護を行った場合に加算します。
夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	2100円 4200円	利用者または家族等の求めに応じて、夜間や早朝、深夜に指定訪問看護を行った場合に、夜間・早朝訪問看護加算(2100円)または深夜訪問看護加算(4200円)を所定額に加算します。 夜間:午後6時から午後10時まで/早朝:午前6時から午前8時まで 深夜:午後10時から午前6時まで
難病等複数回訪問加算	1日2回 4500円 1日3回以上 8000円	厚生労働大臣が定める疾病等の利用者、特別訪問看護指示書期間の利用者に対して、必要に応じて、1日に2回または3回以上訪問した場合に加算します。
特別管理加算	1月につき5000円 1月につき2500円	在宅悪性腫瘍等患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者
		在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅特続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者
		人工肛門、人工膀胱を設置している者
		真皮を越える褥瘡の状態にある者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者
退院時共同指導加算	実施月に8000円	退院・退所後に訪問看護を受けようとする本人・家族に対し、訪問看護職員と医療機関職員が共同で退院・退所後の在宅療養についての指導を文書で行った場合について初月に加算します。
特別管理指導加算	2000円	特別な管理が必要な利用者に対して、在宅医療を担う医療機関の保険医の指示を受け、退院時共同指導を行った場合に加算します。
退院支援指導加算	6000円 8400円 (90分を超えた場合)	厚生労働大臣が定める者に対し、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等が退院日に在宅で療養上必要な指導を行った場合に加算します。
在宅患者連携指導加算	月1回 3000円	利用者の同意を得て、訪問診療・歯科訪問診療を実施している保険医療機関・保険薬局と文書等により情報共有を行うとともに、療養上必要な指導を行った場合に加算します。
在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回まで 2000円	利用者の状態の急変や療養方針の変更等に伴い、保険医療機関の保険医の求めにより開催されたカンファレンスに訪問看護の看護師が参加し、共同で利用者やご家族に対し指導を行った場合に加算します。
訪問看護情報提供療養費1	月1回 1500円	利用者の同意を得て、利用者の居住地を管轄する市町村又は都道府県に対して、当該市町村等からの求めに応じて、情報を提供した場合に加算します。
長時間訪問看護加算	5200円	長時間の訪問を要する利用者に対して、1回の指定訪問看護の時間が90分を超えた場合に週1回に限り加算します(15歳未満の超重症児、準超重症児については週3回)。
複数名訪問看護加算	4500円	看護師プラス看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等
	3800円	看護師プラス准看護師
	3000円	看護師プラス看護補助者
乳幼児加算	1日につき1300円	6歳未満の乳幼児に対し、指定訪問看護を実施した場合に加算します。
	1日につき1800円	厚生労働大臣が定める者に該当する6歳未満の乳幼児に対し、指定訪問看護を実施した場合に加算します。
ターミナルケア療養費	1 25000円	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した方を含む)又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対してターミナルケアを行った場合。
	2 10000円	特別養護老人ホーム等で死亡した利用者のうち、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者に対してターミナルケアを行った場合。
訪問看護医療DX情報活用加算	月1回 50円	電子資格確認により、利用者の診療情報取得した上で訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合。

※表記の金額は事業所が請求する金額であり、自己負担金額ではありません。

自己負担については、この金額よりそれぞれの医療保険負担割合に応じた金額を事業所よりご請求いたします。

※訪問看護療養費の支払対象外の訪問については、全額が利用者様の自己負担となります。

3) 保険給付対象サービス

種 類	利 用 料
死後の処置	10000円
医療・衛生材料費	実費必要分をご請求いたします

4) 実費対象サービス

看護師・リハビリスタッフによる訪問

利用料：介護保険に準ずる利用料金を全額負担

5) 交通費

通常の事業の実施地域を超えた地点から、1キロメートルあたり100円を負担いただきます。

6) その他の費用

サービスの実施に必要な自宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、ご利用者様の負担となります。

7) 利用料等のお支払方法

利用月の翌月10日頃に請求をいたしますので、口座自動振替(利用翌月27日頃)をさせていただくか、銀行振込みをしていただくか、又は職員に直接現金をお渡しいただく方法もございます。

【 事業所の特色等 】

1) 事業の目的

多様な在宅での生活を支援するため、多職種によるスタッフが連携して利用者本位の看護やリハビリテーションを提供するため、法人が管理・運営していきます。

2) 運営方針

- ①利用者様に対しては、常に尊厳と感謝の心を持ち接していきます。
- ②心や身体のために良い事の頻度を上げるべく、考慮します。
- ③自己管理を徹底して行き、業務に還元出来るようにします。

3) その他

事 項	内 容
訪問看護計画書の作成 及び事後評価	看護師及び看護職員等が利用者様の直面している課題などを評価し、主治医の指示及び利用者様のニーズを踏まえて訪問看護計画書を作成します。 また、サービス提供の目標に対する達成状況を評価し、その結果を書面に記載して、利用者様に説明のうえ交付します。
職員研修	採用時研修として採用後3カ月以内、継続研修として年2回研修を行います。

【 サービス内容に関する苦情等相談窓口 】

1) 苦情の受付

当事業所ご利用者様相談窓口	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	管理者もしくはサービス担当責任者 午前9:00～午後5:00 電話 (0562)－38－6562 FAX (0562)－38－6563
---------------	-------------------------	--

2) 行政機関その他窓口で相談

愛知県国民健康保険団体 連合会 介護福祉室	(月曜日～金曜日) 午前9:00～午後5:00 電話 (052)－977－4165 FAX (052)－962－8870
知多北部広域連合 事業課	電話 (052)－689－2263 FAX (052)－689－2265
大府市高齢障がい支援課	電話 (0562)－45－6289 FAX (0562)－47－3150
東海市高齢者支援課	電話 (052)－689－1600(代表) E-mail / kourei@city.tokai.lg.jp
知多市福祉部長寿課	電話 (0562)－36－2652 FAX (0562)－32－1010
東浦町ふくし課	電話 (0562)－83－3111(代表) FAX (0562)－83－9756
刈谷市長寿課	電話 (0566)－62－1013(代表) FAX (0566)－24－2466
豊明市 健康福祉部高齢福祉課	電話 (0562)－92－1261 FAX (0562)－92－1141
名古屋市緑区介護保険係	電話 (052)－625－3964 FAX (052)－621－6841
常滑市福祉課	電話 (0569)－35－5111(代表) FAX (0569)－35－4329
阿久比町健康介護課 介護保険係	電話 (0569)－48－1111(代表) FAX (0569)－48－0229
刈谷市長寿課	電話 0566－62－1013(代表) FAX 0566－24－2466
半田市福祉部高齢介護課	電話 0569－84－0649 FAX 0569－23－6061

	常滑市福祉課	電話 0569-35-5111(代表) FAX 0569-35-4329
	阿久比町健康介護課 介護保険係	電話 0569-48-1111(代表) FAX 0569-48-0229

【 緊急時等における対処方法 】

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにご利用者様の主治医、救急隊、緊急連絡先(ご家族等)、居宅サービス計画書を作成した居宅支援事業者等へ連絡をします。

【 秘密の保持と個人情報の保護について 】

1)利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ・事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ・また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ・事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持は、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、継続します。

2)個人情報の保護について

- ・事業者は利用者と利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者と利用者の家族の個人情報を用いません。